

総務委員会資料

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第3号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和8年2月9日
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,450人</u>以内 (2) 議会の事務部局の職員 <u>35人</u>以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>42人</u>以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 <u>25人</u>以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 　ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 <u>490人</u>以内 　イ 学校の職員 <u>7,734人</u>以内 (6) 人事委員会の事務部局の職員 <u>19人</u>以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>9人</u>以内 (8) 消防職員 <u>1,458人</u>以内</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,415人</u>以内 (2) 議会の事務部局の職員 <u>34人</u>以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>41人</u>以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 <u>24人</u>以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 　ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 <u>480人</u>以内 　イ 学校の職員 <u>7,675人</u>以内 (6) 人事委員会の事務部局の職員 <u>17人</u>以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>9人</u>以内 (8) 消防職員 <u>1,458人</u>以内</p>